

住所を移転された皆様へ

新潟県議会議員一般選挙の投票について（お知らせ）

令和5年4月9日（日）に新潟県議会議員一般選挙が行われます。

住所を移転された方の投票は、下記のとおりですのでお間違いのないようにお願いします。

届出の別		投票場所・投票の可否		備考
		前住所地で投票できる	投票できない	
転入された方	他都道府県から転入された方		●	
	新潟県内の他の市町村から転入された方	●		「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「引き続き県内に住所を有することの確認の申請」が必要
転出された方	他都道府県へ転出された方		●	ただし、転出（予定）日までは投票（期日前投票を含む）できます
	新潟県内の他の市町村へ転出された方	●		「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」又は「引き続き県内に住所を有することの確認の申請」が必要

※前住所地で投票できる方は、前住所地の選挙人名簿に登録されていることが必要です。

前住所地で投票できる方が投票するには、

(1) 「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」の提示
又は(2) 「引き続き県内に住所を有することの確認の申請」が必要です

(1) 「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」の交付を受ける場合

投票する日までに市区役所・町村役場の住民票担当課に申し出て、この証明書を受け取ってください。新潟市の窓口は、区役所（区民生活課）・出張所です。証明書交付の手数料は無料です。交付時に本人確認をしますので、下記の本人確認書類をお持ちください。

本人確認のために必要な書類

● 1点で確認できるもの（写真が貼付してあるものに限りです。）

マイナンバーカード、運転免許証、旅券（パスポート）、船員手帳、戦傷病者手帳、身体障害者手帳、療育手帳、外国人登録証明書、特別永住者証明書、在留カード、住民基本台帳カード（写真付き）、国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書 など

● 下記のアとイの1点ずつで確認またはアの2点で確認できるもの

ア 健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険証、各種年金証書、住民基本台帳カード（写真無し）、請求書に押印した印鑑の印鑑登録証明書、生活保護受給者証 など

イ 学生証（写真付き）、法人（国又は地方公共団体の機関を除く）が発行した身分証明書（写真付き）、国又は地方公共団体の機関が発行した資格証明書（写真付き）（上記「1点で確認できるもの」に掲げるものを除く）など

※ 口頭で質問するなどの方法によりご本人確認させていただく場合があります。

(2) 「引き続き県内に住所を有する旨の確認の申請」をする場合

投票する際に、投票会場の受付へお申し出ください。確認申請書を記入して頂きます。あらかじめ、(1)の証明書を手入していただいた方がスムーズに投票できます。

(注) 同日に行われる「新潟市議会議員一般選挙」については次のとおりです。

- ・新潟市に転入届をされた方・・・届出日が令和4年12月30日以前であれば投票できます。
- ・新潟市に転出届をされた方・・・投票しようとする日の前日までに市外へ転出した方は投票できません。ただし、転出（予定）日までは期日前投票ができます。

投票の方法

～各③の不在者投票は、郵送によるため早めの手続きをお願いします～

【転入された方】

- ①選挙日当日（4月9日）に、前住所地の投票所で「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」を提示又は「引き続き県内に住所を有することの確認の申請」をして投票する。
- ②期日前投票期間（4月1日～4月8日）に、前住所地の期日前投票所で期日前投票宣誓書を記入し、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」を提示又は「引き続き県内に住所を有することの確認の申請」をして投票する。
- ③前住所地の選挙管理委員会に投票用紙等を請求（請求には「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」を同封するか、「引き続き県内に住所を有することの確認の申請」が必要）し、投票用紙等が届いたら新潟市の不在者投票所で不在者投票する。

※ 前住所地の投票所や、投票用紙等の請求方法など、転入された方の投票方法について詳しくは、前住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください。

※ 新潟市の不在者投票所は、各区役所・出張所（秋葉区は出張所隣接の小須戸まちづくりセンター）です。不在者投票できる期間は、4月1日～4月8日、時間は午前8時30分～午後8時です。

【転出された方】

- ①選挙日当日（4月9日）に、投票所入場券に記載されている新潟市の投票所で、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」を提示又は「引き続き県内に住所を有することの確認の申請」をして投票する。
- ②期日前投票期間（4月1日～4月8日の午前8時30分～午後8時まで）に、投票所入場券の「選挙管理委員会からのお知らせ」に記載されている期日前投票所で期日前投票宣誓書を記入し、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」を提示又は「引き続き県内に住所を有することの確認の申請」をして投票する。
- ③選挙人名簿に登録されている区選挙管理委員会に投票用紙等を請求し、投票用紙等が届いたら新住所地の不在者投票所で不在者投票する。

※ 投票所入場券は、3月28日以降に発送します。入場券が届かなくても、選挙人名簿に登録されている方は投票できます。選挙人名簿の登録については、各区選挙管理委員会にお問い合わせください。

※ 投票用紙等の請求は、別紙の「不在者投票宣誓書兼請求書（兼引き続き県内に住所を有することの確認申請書）」に必要事項を記入のうえ、投票所入場券（請求者ご本人分を切り離して）を同封し、選挙人名簿に登録されている区選挙管理委員会（下記問い合わせ先住所）に郵送してください。

新住所地の不在者投票所は、新住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください。

<問い合わせ先>

本人確認書類・交付窓口など	選挙全般など
北区役所 区民生活課 (電話) 025-387-1255	北区選挙管理委員会 (電話) 025-387-1105 〒950-3393 新潟市北区東栄町1-1-14
東区役所 区民生活課 (電話) 025-250-2235	東区選挙管理委員会 (電話) 025-250-2710 〒950-8709 新潟市東区下木戸1-4-1
中央区役所 窓口サービス課 (電話) 025-223-7106	中央区選挙管理委員会 (電話) 025-223-7086 〒951-8553 新潟市中央区西堀通6番町866
江南区役所 区民生活課 (電話) 025-382-4203	江南区選挙管理委員会 (電話) 025-382-4597 〒950-0195 新潟市江南区泉町3-4-5
秋葉区役所 区民生活課 (電話) 0250-25-5674	秋葉区選挙管理委員会 (電話) 0250-25-5460 〒956-8601 新潟市秋葉区程島2009
南区役所 区民生活課 (電話) 025-372-6105	南区選挙管理委員会 (電話) 025-372-6421 〒950-1292 新潟市南区白根1235
西区役所 区民生活課 (電話) 025-264-7211	西区選挙管理委員会 (電話) 025-264-7112 〒950-2097 新潟市西区寺尾東3-14-41
西蒲区役所 区民生活課 (電話) 0256-72-8317	西蒲区選挙管理委員会 (電話) 0256-72-8129 〒953-8666 新潟市西蒲区巻甲2690-1

